ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者の指定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市都市公園条例（昭和３９年船橋市条例第４２号。以下「公園条例」という。）第１１条及び船橋市環境学習館条例（平成２８年船橋市条例第１８号。以下「学習館条例」という。）第４条に規定するふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続を定めるものとする。

（指定管理者の選定基準）

第２条　指定管理者の選定については、公園条例第１４条各号及び学習館条例第７条各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

⑴　管理運営の基本方針が適切であること。

　⑵　業務計画が適切であること。

　⑶　事務管理計画が適切であること。

　⑷　収支計算書が適切であること。

　⑸　指定管理者としての団体に対する評価が適切であること。

（指定管理者の選定）

第３条　市長は、ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者を指定管理者に応募をしたものの中から選定する。

２　市長は、前項の選定に当たっては、別に定めるふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

３　市長は、第１項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

（指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

⑴　指定管理者が市の指示に従わないとき。

⑵　指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定に違反したとき。

⑶　指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

⑷　指定管理者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。

⑸　指定管理者の役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

⑹　指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

⑺　指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑻　指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑼　指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑽　指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第４号から第９号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。

⑾　指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第４号から第９号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。

⑿　前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月２８日から施行する。